

奨励論文賞要項

(目的)

第1条 この要項は、毎年、本学会会員の執筆による生体磁気に関する研究水準の向上に著しい貢献をした研究論文の中から、研究歴の比較的浅い研究者が発表した優秀な論文の筆頭著者を選考して表彰することにより、研究者の研究意欲の向上を図り、もって本学会における創造的研究を推進することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会において「日本生体磁気学会奨励論文賞」（以下「本賞」という）を設ける。

(対象論文)

第3条 本賞の対象となる論文は、募集締め切り日（通常1月末）の前年1月より12月（1月1日から12月31日まで）において、質の高い論文を掲載する国際学術誌にアクセプトされた論文とする。

(応募資格)

第4条 次条に定める応募方法により本賞に応募できる資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

1. 論文の筆頭著者であり、当該論文がアクセプトされた時点において、本学会会員であること。
2. 会費を滞納していないもの。
3. 当該論文がアクセプトされた時点において、40歳以下の者。
4. 過去に本賞を受賞した者でないこと。
5. 受賞後、2年以内に第8条に定める講演発表を行うことができること。

(応募方法)

第5条 本賞に応募する者は、別に定める応募申請書に必要事項を記入し、論文別刷を添付して、別に定める応募期間内に学会事務局に提出するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、次のとおりとする。

日本生体磁気学会奨励論文賞2名以内とし、受賞者に対し、賞状及び副賞を授与する。

(選考方法)

第7条 受賞者を選考するため、理事会の下に、日本生体磁気学会奨励論文賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

1. 選考委員会は、次の者からなる選考委員で構成する。
 - (1) 理事会において指名する選考委員長
 - (2) 選考委員長の指名する工学系委員2名
 - (3) 選考委員長の指名する医学系委員2名
2. 前項(2)(3)の委員は、理事会の承認を得る。
3. 選考委員会は、別に定める審査基準をもとに受賞者2名以内を選考する。
4. 前項の選考結果は、選考委員長が理事長に報告する。
5. 理事長は、第4項の選考結果を受賞者に通達するとともに、学会ホームページなどにより発表する。

(講演発表)

第8条 受賞者は、日本生体磁気学会の主催する学会大会において講演発表を行うものとする。

(取消)

第9条 受賞者が第8条に定める講演発表を行わなかった場合や、研究活動において不正行為・不適切な行為があった場合、理事会は賞を取り消すことができる。

(要項の改廃)

第10条 本要項の改廃は、理事会にて議決する。

附則

1. 本要項は、令和2年8月5日より施行する。
2. 本要項は、令和5年8月29日より運用する。

以上